

するとともに、政策立案及び政策提言の機能を十分に発揮することに努め、市の重要な意思決定を行います。

議会は、公正性、公平性及び透明性を確保することにより、市民に開かれた議会と一層の議会改革を推進し、議会活性化及び市民参加を推進する議会の実現を目指します。よって、ここに議会及び議員の活動原則を定め、市民及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明らかにし、真の市民自治社会の実現を目指すことを決意し、議会における最高規範として、大田原市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方分権時代における「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなる「地方自治の本旨」について追及し、議会及び議員の活動並びに議会運営の基本的事項を定めることにより、議会の活性化を図り、市民の負託に的確に応え、真に開かれた議会運営を実現し、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則

（議会の運営原則）

第2条 議会は、公正性、公平性及び透明性を確保するとともに、真に開かれた議会を目指し、常に議会改革に前向きに取り組むものとする。

2 議会が市民を代表する合議制の議事機関であることを議員は常に自覚し、市民の多様な意見を把握するとともに、提出された議案、請願又は陳情の審議及び審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言に取り組むものとし、行政運営に反映させる議会運営に努めるものとする。

3 議会は、市長等に対し、市政の適切な行政運営が行われているか監視し、及び評価するものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい言葉を用いた積極的な情報の公開に取り組み、市政の現況について市民への説明に努めるとともに、市民が議会活動に参加する機会の拡充に努めるものとする。

5 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由及び再開時刻を傍聴者に説明するとともに、議案の審議に用いる資料等を提供するほか、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めるものとする。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、次の各号に定める事項を基本に活動を行うものとする。

- (1) 議員間の自由な討議を行うこと。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の代表者として責任ある活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。